

広島県教育委員会教育長訓令第2号

本 庁

地 方 機 関

県 立 学 校

学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等文書管理規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月二十九日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

広島県教育委員会事務局等文書管理規程等の一部を改正する訓令

(広島県教育委員会事務局等文書管理規程の一部改正)

第一条 広島県教育委員会事務局等文書管理規程(昭和三十七年広島県教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「学校経営支援課」を 「広教委学」を

「学校経営支援課

「広教委学」

教育支援推進課

「広教委支」

に、「学びの革新推進課

「広教委変」を

「学びの革新推進課

「広教委変」

に改め、

乳幼児教育支援センター

「広教委幼」

「スポーツ振興課

「広教委ス」を削る。

(広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部改正)

第二条 広島県教育委員会事務局等決裁規程(昭和五十三年広島県教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「課長、」を「課長、センター長、」に、「課長代理」を「課長代理、副センター長」に、「主幹、」を「主幹、主査、」に、「主幹及び」を「主幹、主査及び」に改める。

第六条の二第一項中「及び係長」を「及びセンター長並びに係長」に改め、同条第三項中「課長補佐及び主幹」を「副センター長、課長補佐、主幹及び主査(係を置かない所属に限る。)」に、「課長の」を「課長及びセンター長の」に、「課長が」を「課長及びセンター長が」に改め、同条第四項中「課長」を「課長及びセンター長」に改める。

第七条第一項の表中

部 長	主務課長	総務課長
課 長	課長代理	主務係長
課長代理	主務係長	

を

部 長	主務課長又はセンター長	総務課長
課長又はセンター長	課長代理又は副センター長	主務係長
課長代理又は副センター長	主務係長	

に改める。

附則第九項中「県立学校改革担当課長等」を「県立学校改革担当課長」に改め、同項を附則第十二項とし、同項の前に次の一項を加える。

11 当分の間、教育次長は、第七条第一項の規定にかかわらず、教育部における乳幼児教育・教育支援部長の所掌事務に係る代理決裁について特別な定めをすることができない。

附則第八項を附則第十項とし、附則第七項を附則第九項とし、附則第六項中「グローバルリーダー育成校設置準備推進監」を「学びの変革推進監」に、「課長専決事項」を「課長及びセンター長専決事項」に改め、同項を附則第八項とし、附則第五項を附則第七項とし、附則第四項を附則第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 当分の間、乳幼児教育・教育支援部長は、別表第二教育部の部生涯学習課の項部長専決事項の欄に掲げる事項について専決することができる。

附則第三項中「課長専決事項」を「課長及びセンター長専決事項」に改め、同項を附則第四項とし、附則第二項中「県立学校改革担当課長及び幼児教育担当課長」を「県立学校改革担当課長」に、「県立学校改革担当課長等」を「県立学校改革担当課長」に、「課長専決事項」を「課長及びセンター長専決事項」に改め、同項を附則第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 当分の間、職の設置規則附則第三項に掲げる乳幼児教育・教育支援部長の職にある者（以下「乳幼児教育・教育支援部長」という。）は、広島県教育委員会組織規則第五条に規定する教育支援推進課、乳幼児教育支援センター及び生涯学習課について、別表第一部長専決事項の欄に掲げる事項について専決することができる。

別表第一部長専決事項の項中「課長専決事項」を「課長及びセンター長専決事項」に改め、同表係長専決事項の欄第三号中「千五百万円未満の収入の通知及び支出命令」を「五十万円未満（総務課調整係長にあつては千五百万円未満）の収入の通知及び支出命令（教育長が別に定める係長が行うものに限る。）」に改める。

別表第二教育部の部スポーツ振興課の項を削る。

（広島県教育委員会公印規程施行細則の一部改正）

第三条 広島県教育委員会公印規程施行細則（昭和五十五年広島県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表の6の次に次のように加える。

6の2 教育委員会事務局乳幼児教 広島県教育委員会事務局乳幼児教育

育支援センター長印 支援センター長

附 則

この教育委員会教育長訓令は、平成三十年四月一日から施行する。